介護予防訪問介護・第1号訪問事業 契約書別紙

【利用者氏名】	契約No
---------	------

利用サービス料金について(契約書第5条関係)

利用者からは、下記により算出した自己負担額を月ごとにお支払いいただきます。

- 1 介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金【料金表】の1割又は2割の額が自己負担となります。
- 2 介護保険の給付の範囲を越えたサービス利用は、全額自己負担となります。

【料金表】基本料金/通常時間帯 (8:30~17:30)

介護予防訪問介護(相当)サービス

サービス略称	回 数	対 象	基本利用料
訪問型サービス I	週1回程度	事業対象者	1月につき
		要支援1・2	11,680円
訪問型サービスⅡ	週2回程度	事業対象者	1月につき
		要支援1・2	23, 350円
訪問型サービスⅢ	週2回を超える程度	事業対象者	1月につき
		要支援 2	37,040円

その他加算項目	初回加算 (※1)	生活機能向上連携加算 (I月につき)	職員処遇改善加算 I (※2)
	2,000円	1,000円	13. 7%

^{※1} 新規利用者へサービス提供した場合に加算されます。

※2 介護職員の処遇改善に関して一定の改善基準を超えた場合に加算されます。 加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

第1号訪問事業(緩和した基準による訪問型サービス)

サービス略称	回数(1回45分)	対 象	基本利用料
訪問型サービスIV	週1回~週2回まで	事業対象者	1回あたり 2,250円
		要支援 1・2	
訪問型サービスⅤ	週2回を超える程度	事業対象者	1回あたり 2,250円
		要支援 2	

※新規利用者へサービス提供した場合は初回訪問について2,000円(自己負担は1割又は2割)が加算されます。

- 3 上記の料金設定の基礎となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画等に定められた標準的に必要が見込まれる所要時間です。
- 4 キャンセル料/急なサービス利用キャンセルの場合は(介護予防訪問介護の場合を除く)、 1 訪問 500 円をいただきます。
- 5 その他
 - 利用料金の額は、国または山形村が定める基準によるものとします。
 - ・利用者のお宅で、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気、電話等の費用は、ご利用者にご負担いただきます。
 - ・利用に関する記録、書類の複写(利用者からの希望による場合)等については、現金引換え(1枚10円)にて交付いたします。

■利用(サービス)料金お支払い方法

サービス利用料の自己負担額(その他の費用の額含む。)について、毎月 20 日までに前月分の請求をしますので、次の方法のうち1つをお選びいただき、お支払い下さい。

支払いの	①金融口座振込	毎月25日(土日祝祭日の場合は、その直後の金融機関営業日)までに山形村社協振込指定口
方法		座へ振込みいただきます(手数料自己負担)。
		山形村社協振込指定口座 松本ハイランド農協山形支所 (普通) 6076491
	②金融口座自動引き落とし	毎月27日(土日祝祭日の場合は、その直後の金融機関営業日)に、ご指定の口座から引き落
		とします。(※前日26日までに同口座に利用料金をご準備下さい)
		なお、別途自動引き落としのための手続きをさせていただきます。
	③現金払い	山形村社協事務局にお支払いいただきます。
を選択します。		(この場合は、詳細を別途協議させていただきます。)

介護予防訪問介護・第1号訪問事業(訪問型サービス)の契約書に関わる別紙事項は、上記の通りです。

事業者 所在地 長野県東筑摩郡山形村 4520 番地 1

法人名 社会福祉法人 山形村社会福祉協議会

代表者 会長 中村一博 印

上記内容の説明を受け、了承しました。

平成 年 月 日

利 用 者 氏名

代 理 人 氏名

印印